

令和 3 年 第 5 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和3年第5回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和3年5月20日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市役所 本館2階 特別会議室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 大 橋 亜由美 君
委 員 中 享 子 君
委 員 稲 田 滋 君

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 尾 川 正 洋 君
兼子ども未来創造局担当部長
子ども未来創造局長 岡 裕 美 君
子ども未来創造局 藪 本 正 博 君
副 部 長
子ども未来創造局 金 城 忠 君
学 校 教 育 監
子ども未来創造局 小 西 二 朗 君
担 当 副 部 長
教 育 政 策 室 長 乾 敬 一 朗 君
学 校 教 育 室 長 三 島 新 平 君
保 育 幼 稚 園 総 務 室 長 高 橋 弘 樹 君
保 育 幼 稚 園 利 用 室 長 福 田 浩 子 君
天 然 記 念 物 室 長 大 倉 三 男 君
中 央 図 書 館 長 大 迫 美 恵 子 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 参 事 門 田 美 奈 子 君
教 育 政 策 室 中 村 友 美 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 新型コロナウイルス感染症対策に係る方針策定の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会審理員任命の件
- 日程第 5 箕面山ニホンザル保護管理委員会委員解職及び任命の件
- 日程第 6 箕面市立図書館協議会委員任命の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

(午後1時開会)

- 教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和3年第5回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。
(事務局報告)
- 教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、大橋委員を指定いたします。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。教育委員会委員関係ですが、緊急事態宣言中ということもありまして、5月6日、13日の教育委員会協議はオンラインで開催させていただきました。行事関係ですが、こちらも緊急事態宣言中ということで例年のようなキックオフの状態になっておりません。各種団体の総会等については例年春に行われますが、それも全て中止又は延期になっております。学校園所の行事についても2学期以降に延期するということで、なかなか通常通りにはスタートできておりませんが、そんな中でもしっかりやっけていこうということで取り組んでおります。いよいよ熱中症の時期に近づきましたので、4月21日、28日、5月19日と、熱中症対策の研修会を行っており、今後も引き続き行う予定にしております。熱中症については案件が終わってから、その他の報告として経過等を報告させていただきます。生涯学習関係につきましては、令和2年度春の成人祭の開催について直前まで議論いただきご心配をおかけしましたが、4月24日に予定通り開催いたしました。これについて事務局から説明をお願いします。
- 子ども未来創造局担当副部長：緊急事態宣言適用日前日の4月24日、午前11時からと、午後2時から、校区ごとに2回に分けて成人祭を開催させていただきました。入り口にはサーモグラフィーカメラを設置いたしましてマスク

着用、手指消毒はもちろんのこと、常時換気、大阪コロナ追跡システムの登録の義務づけなど、厳重な感染対策をほどこしての実施となりました。参加人数につきましては午前が97人、午後が140人で計237人で、会場で直接見た印象としては多すぎず少なすぎずちょうど良い人数だったと考えております。市民の反応としましては、数日前から成人祭は実施するののかという問い合わせが何件か入り始めまして、開催前日には電話で2件、メールで1件、やめるべきではというご意見が入ってきました。成人祭終了後には十数人程度、旧友たちとおしゃべりをしたり写真を撮ったりして楽しんでいましたが、帰るよう促すお声かけをすると、みなさんはスムーズに会場から引き揚げていきました。また成人祭後の会食やカラオケ等には決して行かないよう、会場で繰り返しアナウンスすると共に、一人ひとりの席にも注意喚起のメモを置いておきました。市長からも挨拶の中でふれていましたので、成人としての自覚を持って行動していただけたと考えております。なお、令和3年度成人祭につきましては、令和2年度の開催において新成人をはじめ関係者のみなさまに混乱を生じさせてしまった反省を踏まえまして、開催予定の1月10日に加えて、例えば3月中を目処に予備日としてあらかじめ設定しまして、開催日、予備日を合わせてお知らせしていくことで新成人等のみなさまがあらかじめ予定を立てやすくなるようにと考えております。

○教育長（藤迫稔君）： 今、報告がありましたように、そもそも開催自体についてはわれわれは万全の対策をとっていたしましたので、それほど心配しておりませんでした。久しぶりに旧友と会うということで、終わってからの会食等が心配でありましたが、特に連絡も入っていないと聞いております。もともと1月の成人祭を延期した時に、市民のかたがたから、成人祭が中止になったのに芦原公園に新成人らしい人が集まっている、中学校の門のところに新成人らしい人が集まっているが何とかしないといけないのでは等の電話をいただき対応をいたしました。今回も、もしかしたらどこかの飲食店等に入っていくのを見たという声や、公園で集まっている等の声もあるかと思いましたが、一切入っていませんので、恐らくみなさんはきちんと帰宅していただけたと思っております。来年度の成人祭についても今説明がありましたが、1月10日予定ですが、小学校等の運動会などと同様に、延期の場合は予備日を設けてセットで打ち出すことによって、今回のような混乱を避けたいと思います。万が一、両方順延の際はその時に考えるとして、とりあえずは予備日を設けた上で広報していくという方向で検討しているところです。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けします。

○代表教育委員（山元行博君）： 成人祭、ご苦労様でした。良かったなと私は思っています。懐疑的な新聞記事が出たような記憶があるのですが、Twitterで調べていったら、箕面市は悪くないと言ってくれていた子がいたたので、そ

れを見てほっとしましたし、良かったなと思いました。今回の経験を今後に生かしていただき、来年度の成人祭についてもよろしくお願ひします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。まず、日程第3、報告第56号「新型コロナウイルス感染症対策に係る方針策定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、新型コロナウイルス感染症対策に係る方針を定める必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりご報告するものです。その内容といたしましては、まず、令和3年4月23日に決定いたしました緊急事態宣言が発出された同年4月25日から5月11日までの間の対策でございます。小学校及び中学校における対策として、市立小学校、中学校、学童保育を通常どおり行うこととし、小学校の施設開放、放課後の自由な遊び場開放事業は休止することとしております。幼稚園、保育所等における対策として市立幼稚園、保育所を通常どおり行うこととし、子育て支援センター、市内公共施設のキッズコーナーは休止することとしてしております。生涯学習施設における対策として市立図書館、市立生涯学習センター等の各公共施設を臨時休館することとしてしております。次に、令和3年5月7日に決定いたしました緊急事態宣言が延長された同年5月12日から5月31日までの間の対策でございます。小学校、中学校、幼稚園、保育所、生涯学習施設につきまして、4月25日から5月31日までの対策を継続することとしております。これらの対策につきましては、以後の国・府の動向に基づき、適切に対応することをあわせて決定しております。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 直接関係あるもの、ないものがありますが、コロナの影響で、例えば小学校の運動会、中学校の体育大会はどうしたか、夏のプールの授業はどういう方向性でいこうとしているのか、オンラインを使っている授業について、コロナで休業になった場合や濃厚接触者に指定された場合、不安で休んでいる児童生徒に対してのオンライン授業はおおよそどのようなようになっているのか説明をお願いします。

○子ども未来創造局学校教育監： 学校関係のコロナに関連する対策について説明させていただきます。まず、臨時休業の状況ですが、コロナの陽性者が出て

濃厚接触者等の判断に一定時間がかかる場合、これまで学校が本来授業を行うべき平日に臨時休業を行ったという学校が本日まで5校ございます。その5校のうち臨時休業が2日以上になった場合についてはオンラインホームルーム、オンライン授業を一斉に行うという対応をしております。オンライン授業につきましては、接続状況を確認しますと、学校平均で96%から97%の児童生徒がオンライン授業に参加することができており、それ以外についても個別の対応ということで学習支援を行っている状況です。またこういった一斉休業の場合以外のコロナに不安があるというケースで、個別に学校を欠席する場合は、学校では欠席扱いにはせず出校停止という扱いをとっておりますが、こういった子どもたちに対しても個別に学校の授業の配信するという形でオンライン授業を実施しており、このようなオンライン授業を受けた場合には単なる出校停止ではなく特例の授業を受けたということが指導要録にも記載されるという対応を行っております。現在の感染状況を鑑みて、学校行事等については、5月末に予定されていた小学校の運動会を、一斉に11月6日に延期することとなりました。小中一貫校は小学校の日程で行いますが、中学校の体育祭につきましても当初6月あたまを予定しておりましたが、10月16日に延期ということで、小学校、中学校、小中一貫校とも日程を延期して秋の運動会、体育祭の開催ということになっております。またプール授業に関しましては、現在緊急事態宣言等の影響もあり、健康診断が実施できていないという状況も踏まえまして、2学期からプール授業を開始という方向で全校にて準備を進めている状況です。

- 教育長（藤迫稔君）： 今、検討し始めているのは、夏季休業を短縮するのかどうかということです。昨年度は学校の一斉休業期間が一定期間ありましたので、これはどうしても補填しなければいけないということで、全校統一して夏季休業を縮めて授業の補填にあてましたが、今年度はここまで一斉に休業ということがなく、各校で少しずつばらつきがあります。先ほども言いましたように感染して休んだ人や、濃厚接触者、不安で休んだ人、各校でバランスが違うので、全校一斉に何かをしようというのでは今考えていません。ただ、そういった児童生徒たちの補習というのは必ず必要なので、どういう形で補填できるのか、何も夏季休業を短縮しなくても、例年と同様に対象の児童生徒は夏季休業期間中に学校に来てもらい補填するのもありですし、授業の時程を組み替えてそれを補習の時間にあてるのも有りですし、それぞれの学校でやっというということで検討しています。夏季休業といったことに限りませんが、今までどちらかという教育委員会がどんなこともグリップして強力に全校統一、という方向だったのですが、昨年度末の校長ヒアリングでも私から校長に伝えたのですが、今年度からはその方針を変えようとしています。全校統一でなくてはならないことに関しては今まで通りやってほしいということと、学校に

よって理由も状況も地域も異なるので、ある程度、学校に任せるべきことは学校に任せるという二方向でいこうと思っています。校長にも伝えましたが、今後の方針は、学校に裁量があつていい反面、逆に説明責任が発生するので、言い方が悪いですが、今までは教育委員会が言ってるのでということで済んだことが、今後は自分たちの言葉で、例えば今の補習の話でも、実はうちの学校はこうやってこういう状況ですけれども、これについてはこういうことでします、この子たちについてはこうしますと自分たちでしっかりと説明しないとイケないということです。そういうことを意識してやっていきたいと思います。

○子ども未来創造局担当副部長：生涯学習担当からの報告です。先ほど説明がありましたとおり、大阪府の方針を踏まえまして、4月25日から各公共施設を臨時休館としております。施設の予約をされていたみなさんには臨時休館に伴いまして利用者の責に帰さない事由として、予約をキャンセルせざるを得ないことから徴収済みの利用料については還付するという取扱いにさせていただいております。その後、5月12日から31日まで緊急事態宣言が延長されたことによりまして、引き続き公共施設の休館は続いておりますが、5月12日からは各図書館において新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、予約図書の出し出しを実施しております。また、第一、第二総合運動場におきましては、大阪府の方針を踏まえまして、全国大会予選の無観客開催については利用可とすることにさせていただきました。これを受けましてこの間、スカイアリーナを利用して国体の卓球予選ができないかと、大阪府から打診がありまして、府の国体事務局、卓球協会と調整をしておりまして、結果的には今回の宣言期間中は他の施設の活用が可能になったということで、国体予選でのスカイアリーナの使用はなくなったと連絡が入りました。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第56号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第4、報告第57号「箕面市教育委員会審理員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、箕面市教育委員会審理員を任命する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりご報告するものです。その内容としましては、箕面市教育委員会教育長を審査庁とす

る審査請求の審理に当たり必要と認められるため、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の職に1名を任命したものです。

- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：この審査請求がどういうものでどういう観点で言われているのか共有するために説明をお願いします。
- 子ども未来創造局教育政策室長：教育長に対しまして4月24日付けをもちまして保育所の入所に関する処分についての審査請求が出されていることについて、その審理手続を行っていただくための審理員を任命したものでございますが、出されています審査請求の内容は、保育所の入所の希望につきまして第1希望とする保育所の入所が叶わなかった保護者からその処分についての不服申し立てが行われたものでございます。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 委員（高野敦子君）：保育所入所に関してということでありましたので関連して質問させていただきます。現時点で今年度の待機児童がどのような状況になっているのか教えていただけますか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：令和3年度の保育所の待機の状況について、令和3年4月現在におきましては全ての年齢で待機児童ゼロを達成しましたが、最新の5月1日現在の状況につきましては、2歳児で7名の待機が出ております。
- 委員（稲田滋君）：審査請求について、審理員の役割と、審査請求が今後どういうかたちで進んでいくのか教えてください。
- 子ども未来創造局教育政策室長：まず審理員の役割について、審査庁である教育長の指名により、審査請求の審理手続を行っていくこととなります。審理手続について、処分を行った行政庁の弁明書、審査請求人からの反論書等の提出を受けて、また必要な調査を行い、審理の結果を審査庁がすべき裁決に関する意見書にまとめて、事件記録とともに審査庁、今回の場合は教育長に提出することとなります。これからの流れにつきましては、今現在まさに審理手続を進めていただいているところでして、審理員の意見書を8月上旬予定として提出していただくことで進めております。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第57号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
(“異議なし”の声あり)
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第5、報告第58号「箕面山ニホンザル保護管理委員会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗

読を省略し、提案理由を子ども未来創造局天然記念物室長に求めます。

○子ども未来創造局天然記念物室長： 本件は、箕面山ニホンザル保護管理委員会委員から辞職願が提出されましたので、これを承認のうえ解職し、その後任として新たな委員を任命する必要性が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりご報告するものです。辞職願が提出された委員2名について承認のうえ解職し、新たに2名の委員を任命したものです。なお、新委員の任期は前任者の残任任期である令和3年4月1日から令和4年6月14日までです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： 先週民放のニュース番組で箕面のサルを取り組みをたまたま見まして、昭和52年くらいの職員のインタビューなどが出ていましたね。私は孫と一緒に見ていましたが、バースコントロールで90頭の雌ザルにだけバナナをあげているんですよね。記者が「どのサルにあげたか分かるんですか」と質問したところ、職員は「90頭全部分かります」と答えていました。すごい取り組みだなと改めて感激しました。90頭のサルの顔が分かるというのが衝撃的だったようで、小学生の孫が感動していました。最終的に100頭になるまでソフトな対応をとり続けていくということで、他の自治体は全部かどうか知りませんが、ハードの取り組みをしているみたいなので、箕面の取り組みはすごいということで、そういった報道があったことを伝えておきたいです。報道として良かったなと思っています。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第58号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第6、報告第59号、「箕面市立図書館協議会委員任命の件」を議題といたします。議事に入ります前に、本件に関係する委員が退出いたします。

（報告第59号に関係する委員の退出）

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局中央図書館長に求めます。

○子ども未来創造局中央図書館長： 本件は、箕面市立図書館協議会委員のうち、9名の任期が令和3年4月30日をもって満了したことに伴い、新たな委員を任命する必要性が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定によりご報告するものです。その内容としましては、図書館法第15条並びに箕面市立図書館協議会設置条例第2条及び第4条の規定に基づき9名の委員を任命したものです。なお、任期は令和3年5月1日から令和5年4月30日までです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第59号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。それでは、退出しました委員を議事に参加させます。

（報告第59号に関する委員の入室）

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第7、報告第60号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第60号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第8、報告第61号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、去る3月19日に開催されました令和3年第2回箕面市教育委員会臨時会会議録、同月31日に開催されました令和3年第3回箕面市教育委員会臨時会会議録、及び4月22日に開催されました令和3年第4回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第61号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、事務局から「その他、教育行政に係る報告」についてお願いします。
- 子ども未来創造局保育幼稚園総務室長：幼児教育センターの先進市への視察に行きまわりましたので報告させていただきます。先日、教育委員会協議でもご説明させていただいた内容になりますので、ポイントを絞って説明させていただきたいと思います。伊丹市と宝塚市に行かせていただきました。伊丹市は、総合教育センターという建物がありまして、そちらのフロアを使っておられました。宝塚市は、市役所内の教育委員会の事務所と同じ所におられるということでした。幼児教育センターの体制ですが両市とも人数は6名、幼稚園の元園長であったり保育所の元所長等、現場を経験された先生方も含めた人数となっております。幼児教育センターの目的ですが、両市とも表現は違いますが似ておられまして、地域の幼児教育の拠点であり、よりいっそうの幼児教育の質の向上、小学校との滑らかな接続、研究や研修の推進ということで取り組まれています。設立の経過ですが、両市とも公立の幼稚園、保育所の統合とセットで検討されたということで、それぞれ幼児教育の質を向上していくという目的で検討されたという伺いました。民間園との関わりというところで、各配属されているアドバイザーが民間園に訪問されていると伺っています。様々な悩み事を聞いたりしておられるということです。教育アドバイザーの役割についてですが、伊丹市につきましては市内6ブロックに分割し各ブロックの中の公立のこども園が拠点園となりまして、そちらとのやりとりを密にしながらブロックの中での研修を拠点園を中心に行っておられました。宝塚市の方は中学校区ごとに検討会を開かれているとのことで、そういったところと連携しながら、幼児から中学校までの教育について一貫性を持ったところの主管をされておられるということでした。幼児教育センターのメリットとしましては、両市とも公私幼稚園、保育所において連携を取れる形がとれてきたところということです。課題としましては、質の向上をめざして取り組んでいるということですが、なかなか質というものを可視化できないのが今後の検討課題だということでした。
- 教育長（藤迫稔君）：今、説明がありましたように、幼児教育センターについて皆で共通認識を持つために視察に行きました。あと、大阪市と豊中市にも行く予定がコロナの関係で延期になっておりますが、おいおい行こうと思っています。今、報告のあった伊丹市、宝塚市もそうですが、豊中市でこういった取り組みを行っていたということ等を、箕面市内の私立幼稚園の園長にも話を聞きまして、総じて言われるのは、公がひとりで突っ走ってもいけない、私立、

民間と同じように意識を持って、両者がいろいろ議論しながら作り上げていかないといけないということです。伊丹市も宝塚市もそういう失敗もあったということで、箕面の園長も同じことを言っています。私が考えているのは、ややもすると早く看板を上げよう、進めようとなるが、そうすると同じ轍を踏んでしまう気がするので、看板を上げることを最優先するのではなく、とりあえず実務的に、私立、民間保育園、幼稚園も含めて話をし、こんな風にできたらいい、こういうことしてもらえないかな、こういうことをしていこう等できることはたくさんあります。簡単な話でいうと研修会だとこんなことをしましょう、例えば支援教育について公立の先生がたから何か共有できることはないですか等、看板を上げなくてもいくらでもできることがあると思います。当面目指すのは、看板を上げずにできることを進めていくことで公と民の隔たりがなくなり、お互いが同じ方向で次のステップに行き、こんなこともあんなこともできるのではないかと積み上げていく作業の延長線上で、ある程度課題も整理できて、初めて幼児教育センターにしようという流れになるのではと考えています。まずは実務者を出してもらって声かけをしましょうとしています。大学との連携も、山元代表委員に紹介いただいて、大阪人間科学大学にも行ってお話をさせていただき、協力しますと言っています。箕面市内にも大学はありますし、いろいろな特徴を持った大学はありますので、どこか1校だけにアドバイスをいただくのではなくいろいろなところのポテンシャルをわれわれも活用しながらアドバイスをいただきながらやっていきたいです。正直手探りの部分もあるので、逆にそれは手探りだからこそいろいろな議論をしていって積み上げていくという作業ができるのかなと思っています。また逐一報告させていただきます。

○代表教育委員（山元行博君）： 豊中の私立の幼稚園に箕面の子どももたくさん通っており、いろんな情報が聞けると思いますので、また視察に行ったら報告いただけたらありがたいです。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： 準備会のことは何か報告できますか。

○子ども未来創造局保育幼稚園総務室長： 今、議会で公立幼稚園・保育所の運営のあり方検討会議準備会が進められているのですが、先週、今週と2回目、3回目の準備会が開催されました。委員である議員さんが集まられて、それぞれのかたに今の保育所、幼稚園等の現状であるとか、保護者のニーズはどのようなものがあるのかといったようなことをご報告させていただきました。それを踏まえて、委員さん同士で今後議論されます。

○教育長（藤迫稔君）： 前回の協議会でこういう方向に進んでいきますということの説明させていただきましたが、具体的に一歩ずつ進み始めているということです。

- 子ども未来創造局学校教育室長　：　続きまして、教育大綱の取り組みの進捗についてご報告させていただきます。教育大綱の取り組みのうち、ICT教育環境の進捗についてですが、令和2年度中に全市立小中学校の全児童生徒に1人1台のタブレット端末の配備を完了したことから、令和3年度はデジタルドリルを含む学習支援ソフトを導入し、授業や宿題に活用してICT教育をさらに推進していきたいと考えています。デジタルドリルについては入札が終わっておりまして、5月下旬に導入の予定で進めています。また6月下旬からタブレット端末の持ち帰り学習を実施していくために、現在保護者向けの説明動画を作成しているところです。動画を作成次第、教育委員のみなさまにも説明したいと考えております。また家庭と学校との連絡帳のデジタル化を9月から開始する予定で進めているところです。
- 教育長（藤迫稔君）　：　タブレットの持ち帰りについて、昨年度はどちらかというとWi-Fi環境がないというところに特化された課題が出ていました。今年度において、タブレットの持ち帰りについての課題や心配ごと、問い合わせ等があれば共有しておきたいです。
- 子ども未来創造局学校教育室長　：　タブレット端末自体が少し重たいことで持ち帰りについて子どもに負担があるのではないかというご意見をいただいているところです。事務局としましてはその課題については充分認識しておりまして、今の教科書や他の持ち物等についても本当に必要な物の持ち帰りに特化できないか検討しているところで、今後、課題については取り組んでいこうと思っております。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　他、どうでしょうか。
- 子ども未来創造局中央図書館長　：　教育大綱の取り組みのうち、図書館サービスの充実としまして、箕面市電子図書館に4月27日に電子書籍の新規タイトルを500タイトル追加しましたのでご報告します。この500点は夏目漱石、太宰治、芥川龍之介などの文豪の名作を中心としたもので、全部合わせまして1551点が利用できるようになりました。この追加した500点といいますのは、著作権の切れた作品を電子書籍として読めるように編集されたもので、新たな使用料の支出なく利用できるものとなっております。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　他、どうでしょうか。
- 子ども未来創造局学校教育室長　：　熱中症対策の進捗についてご報告させていただきます。箕面市では夏場の児童生徒の運動機会と安全の確保の観点から学校諸活動における熱中症事故防止予防にかかる対応方針を刷新し、令和3年4月1日から適用しています。4月の校長経営会議にて新しい学校諸活動における熱中症事故予防にかかる対応方針について説明し、保護者に対しても通知しているところです。また、全教職員を対象とした研修を4月21日と5月19日に実施し、児童生徒を対象とした学習会も4月27日と28日に実施いたし

ました。また各学校において、教職員1名から2名の熱中症アドバイザーを養成するため、対象教職員が5月末までに熱中症アドバイザー養成講座を受講する方向ですすめています。また児童生徒用と保護者用のリーフレットを作成し周知するとともに、熱中症対策キットを購入し、各学校へ配付しています。今後箕面市PTA連絡協議会においても改めて学校諸活動における熱中症事故予防にかかる対応方針について説明していく方向で調整しているところです。なおWBG Tのメール配信、箕面くらしナビへの掲載は5月26日12時から開始する予定です。

○代表教育委員（山元行博君）：何か、ご意見、ご質問等ございますか。

○教育長（藤迫稔君）：熱中症の件ですが、子どもたちを対象とした研修は、小学校と中学校で実施しましたが、やはり小学校での研修というのは難しく、あらかじめ講師の先生には噛み砕いた形で説明してくださいと伝えており、努力はしてくれていたのですが、低学年の子どもにはなかなか伝えるのは難しいので、何か違う方法で研修していく必要があるのかと思います。たぶん中高学年は大体理解できていると思いますが、1、2年生は少しフォローが必要だと思います。小学校での研修は学年を分けた方がいいかもしれません。そろそろ蒸し暑くなってきましたので、ここまでだいぶ熱中症対策をしてきていますが、気を緩めることなくやっていきます。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、報告6件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。

○教育長（藤迫稔君）：ありがとうございました。これをもちまして、令和3年第5回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後1時48分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）